

# 平成29年度第1回山口市小郡地域交流センター運営協議会

平成29年4月27日  
小郡地域交流センター視聴覚室

- 1 小郡地域交流センター運営協議会委員委嘱状交付
- 2 小郡地域交流センター所長あいさつ
- 3 役員選出について
- 4 平成28年度小郡地域交流センター事業報告
- 5 平成29年度小郡地域交流センター事業計画（案）
- 6 小郡地域交流センター建替え工事について
- 7 その他

平成28年度小郡地域交流センター事業報告

月	日	名 称	内 容	参加人数	備考
4	13	花いっぱい運動 <small>平成28年度第1回山口市小郡地域交流センター運営協議会 及び小郡地域交流センター活動推進委員会</small>	サルビアの種子配布(各地区、学校)		
	15	女性学級	第1回	32	
	18	小郡地域交流センター利用者協議会総会			
5	15	小郡地域大運動会		1687	23地区
	20	女性学級	第2回	31	
6	3,10,17	南部パソコン教室		63	小郡会場の参加者:各回21名ずつ
	9	家庭教育学級	第1回	16	
	15	高齢者学級	第1回	102	
	17	女性学級	第3回	40	
	26	第18回おごおり芸能大会		150	
7	7	家庭教育学級	第2回	8	
	7	小郡地域バレーボール大会(男子・女子)		535	男子19地区、女子13地区
	20	高齢者学級	第2回	95	
	15	女性学級	第4回	25	
8		夏休み「小郡地域交流センター自主教室」体験講座	小郡地域交流センター自主教室の体験募集(小学4年生以上)	25	14教室、延べ25人
	2	夏休みわくわく子ども映画会		100	
	4	家庭教育学級	第3回	10	
	9	夏休み地域こども広場①	工作(水でっぽうづくり)	29	
	17	高齢者学級	第3回	70	
	19	女性学級	第5回	30	
	24	夏休み地域こども広場②	陶芸教室	36	
27	カローリング大会		71	21チーム	
9	8	花いっぱい運動審査会		9	
	11	家庭教育学級	第4回	80	
	16	市民体育大会		40	
	17	女性学級	第6回	35	
	21	第15回ターゲットバードゴルフ大会	第4回	70	
	25	小郡地域ソフトボール大会(男子)		357	27地区
10		小郡地域インディアカ大会(女子)		242	23地区 27チーム
	6	南部パソコン教室		12	小郡会場の参加者
	8	小郡レクリエーション大会		-	雨天中止
	13	家庭教育学級	第5回	12	
	19	高齢者学級	第5回	76	
	21	女性学級	第7回	40	
	23	小郡地域スローピッチソフトボール大会(男子)			雨天中止
	小郡地域ソフトバレーボール大会(女子)		284	20地区 27チーム	
11	2, 3	おごおり文化祭	総合フェスティバル(2日間)	250	
	3	花いっぱい運動表彰式	総合フェスティバル内		
	16	高齢者学級	第6回	61	
	18	女性学級	第8回	31	
12	10	高齢者学級	第7回	82	
	16	女性学級	第9回	20	
	26	冬休み地域こども広場	門松づくり	19	
1	1	元日登山			
	18	高齢者学級	第8回	77	
	20	女性学級	第10回	30	
	21	家庭教育学級	第6回	10	
	28	山口南部合同スキー教室		15	小郡からの参加者のみ計上
2	11	おごおりウィークエンドアドベンチャー	スキー教室	73	
	17	女性学級	第11回	28	
	25	カローリング大会		82	24チーム
3	17	女性学級	第12回	30	
	18	教育特別講演会	講師:廣瀬順子氏	350	
	28	春休み地域こども広場	ポーセラーツ	20	
おごおり文化祭(11月1日～11月30日) ・文化活動や生涯学習成果の発表をとおして、文化にふれあい、文化に親しむ月間 ・総合フェスティバルを実施					
おごおりウィークエンドアドベンチャー(5月～3月 毎月第2土曜日) ・小郡地域内の小学4～6年生を対象に、毎月1回様々な体験学習を行う					
				703	

## 平成29年度小郡地域交流センター事業計画(案)

月	日	名 称	内 容	備考
4		花いっぱい運動	サルビアの種子配布(各地区、学校)	
	12	小郡地域交流センター利用者協議会総会		
	21	女性学級	第1回	
	27	平成28年度第1回山口市小郡地域交流センター運営協議会 及び小郡地域交流センター活動推進委員会		
5	19	女性学級	第2回	
	15	小郡地域大運動会		
	28	第19回おごおり芸能大会		
6	16	女性学級	第3回	
	21	高齢者学級	第1回	
7	9	小郡地域混成バレーボール大会		
	19	高齢者学級	第2回	
	21	女性学級	第4回	
8	18	女性学級	第5回	
	23	高齢者学級	第3回	
	26	カローリング大会		
		夏休み「小郡地域交流センター自主教室」体験講座	小郡地域交流センター自主教室の体験募集(小学4年生以上)	
		夏休みわくわく子ども映画会 夏休み地域こども広場① 夏休み地域こども広場②		
9		花いっぱい運動審査会		
	11	市民体育大会		
	15	女性学級	第6回	
	20	高齢者学級	第4回	
10	5	南部パソコン教室		
	7	小郡レクリエーション大会		
	14	高齢者学級	第5回(記念講演)	
	20	女性学級	第7回	
	22	小郡地域ソフトボール大会(男子) 小郡地域バレーボール・インディアカ大会(女子)		
11	3,4	おごおり文化祭	総合フェスティバル(2日間)	
	4	花いっぱい運動表彰式	総合フェスティバル内	
	15	高齢者学級	第6回	
	17	女性学級	第8回	
12	9	高齢者学級	第7回	
	15	女性学級	第9回	
		冬休み地域こども広場		
1	1	元日登山		
	17	高齢者学級	第8回	
	19	女性学級	第10回	
2		山口南部合同スキー教室		
	16	女性学級	第11回	
3	24	カローリング大会		
	16	女性学級 教育特別講演会 春休み地域こども広場	第12回	

おごおり文化祭(11月1日～11月30日)

- ・文化活動や生涯学習成果の発表をとおして、文化にふれあい、文化に親しむ月間
- ・総合フェスティバルを実施

おごおりウィークエンドアドベンチャー(5月～3月 毎月第2土曜日)

- ・小郡地域内の小学4～6年生を対象に、毎月1回様々な体験学習を行う

# 山口市小郡地域交流センター運営協議会

# 委員名簿

氏 名	所 属	備 考
岡 本 恵 達	地域交流センター団体連絡室	会 長
小 田 静 子	女 性 団 体 ( 婦 人 会 )	副会長
吉 岡 哲 也	学 校 代 表 ( 小 郡 南 小 校 )	
横 山 洋 之	青 少 年 団 体 ( 市 子 連 小 郡 支 部 )	監 事
河 村 秀 夫	小 郡 地 区 自 治 会 連 合 会	
高 橋 則 彦	子 ども 地 域 活 動 支 援 団 体 代 表	
縄 田 美 恵	小 郡 地 域 交 流 セ ン タ ー 利 用 者 協 議 会	
上 野 登 紀 子	小 郡 地 域 体 育 協 会	監 事
國 安 克 行	お ご お り 地 域 づ く り 協 議 会	

任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日

## 山口市地域交流センター運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 山口市地域交流センター設置及び管理条例（平成20年山口市条例第51号）第2条に定める山口市地域交流センター（以下「センター」という。）にそれぞれ地域交流センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議事項)

第2条 協議会は、センターの活動の向上に資するため、次に掲げる事項について協議を行い、センターの運営について意見を述べるものとする。

- (1) センターが実施する事業に関すること。
- (2) センターの利用団体に関すること。
- (3) センターの施設、設備等の利用に関すること。
- (4) その他、センターの運営に関すること。

2 協議会は、前項の協議にあたり、センターの利用者をはじめ幅広い地域の要望を反映するよう努めるものとする。

### (組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 地域団体の関係者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) センターの利用団体の関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、年1回以上開催し、過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、それぞれのセンターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長がセンター所長と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。